

報道関係者 各位

令和6年1月19日
【照会先】
年金局年金課
課長 補佐 宗得 貴之
主 査 山村 祐介
(代表電話) 03(5253)1111
(内 線) 3336, 3337

令和6年度の年金額改定についてお知らせします ～年金額は前年度から2.7%の引上げです～

総務省から、本日（1月19日）、「令和5年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和5年度から2.7%の引上げとなります。

令和6年度の年金額の例

	令和5年度 (月額)	令和6年度 (月額)
国民年金 ^{※1} (老齢基礎年金(満額): 1人分)	66,250 円	68,000 円 (+1,750 円)
厚生年金 ^{※2} (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	224,482 円	230,483 円 (+6,001 円)

※1 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額67,808円(対前年度比+1,758円)です。

※2 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

【年金額の改定ルール】

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（3.1%）を用いて改定します。

また、令和6年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われます。

よって、令和6年度の年金額の改定率は、2.7%となります。

■ 参考：令和6年度の参考指標

- ・ 物価変動率 : 3.2%
- ・ 名目手取り賃金変動率 ^{※1} : 3.1%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ^{※2} : ▲0.4%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率（3.1%）

$$= \text{実質賃金変動率}(\blacktriangle 0.1\%) + \text{物価変動率}(3.2\%) + \text{可処分所得割合変化率}(0.0\%)$$

(令和2～4年度の平均) (令和5年の値) (令和3年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改正により導入されました。

マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.4%）

$$= \text{公的年金被保険者総数の変動率}(\blacktriangle 0.1\%) + \text{平均余命の伸び率}(\blacktriangle 0.3\%)$$

(令和2～4年度の平均) (定率)

【国民年金保険料について】

国民年金の保険料は、平成 16 年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成 29 年度に上限（平成 16 年度水準で 16,900 円）に達し、引上げが完了しました。その上で、平成 31 年 4 月から、次世代育成支援のため、国民年金第 1 号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成 16 年度水準で、保険料が月額 100 円引き上がり 17,000 円となりました。

実際の保険料額は、平成 16 年度水準を維持するため、国民年金法第 87 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、令和 7 年度の保険料額は以下の通りとなります。

	令和 6 年度	令和 7 年度
法律に規定された保険料額 (平成 16 年度水準)	17,000 円	17,000 円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,980 円 (+460 円) ※令和 5 年度は 16,520 円	17,510 円 (+530 円)

【在職老齢年金について】

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、厚生年金保険法第 46 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和 6 年度の支給停止調整額は以下の通りとなります。

	令和 5 年度	令和 6 年度
支給停止調整額	48 万円	50 万円

(参考)

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などは、令和5年の物価変動率(3.2%)に基づき、3.2%の引上げとなります。

			令和5年度 (月額)	令和6年度 (月額)
①	障害者などに対する給付 ^{※1}	特別障害給付金	(1級) 53,650円 (2級) 42,920円	(1級) 55,350円 (+1,700円) (2級) 44,280円 (+1,360円)
		特別児童扶養手当	(1級) 53,700円 (2級) 35,760円	(1級) 55,350円 (+1,650円) (2級) 36,860円 (+1,100円)
		特別障害者手当	27,980円	28,840円 (+860円)
		障害児福祉手当	15,220円	15,690円 (+470円)
②	原子爆弾被爆者に対する給付 ^{※2}	健康管理手当	35,760円	36,860円 (+1,100円)
③	年金生活者支援給付金法に基づく給付	高齢年金生活者支援給付金	5,140円 ^{※3}	5,310円 ^{※3} (+170円)
		障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,425円 (2級) 5,140円	(1級) 6,638円 (+213円) (2級) 5,310円 (+170円)
		遺族年金生活者支援給付金	5,140円	5,310円 (+170円)
④	母子家庭・父子家庭などに対する給付 (所管：こども家庭庁)	児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合)	(第1子) 44,140円 (第2子) 10,420円 (第3子以降) 6,250円	(第1子) 45,500円 (+1,360円) (第2子) 10,750円 (+330円) (第3子以降) 6,450円 (+200円)

※1 この他、経過福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

【照会先】

厚生労働省 代表電話 03(5253)1111 (①～③について)

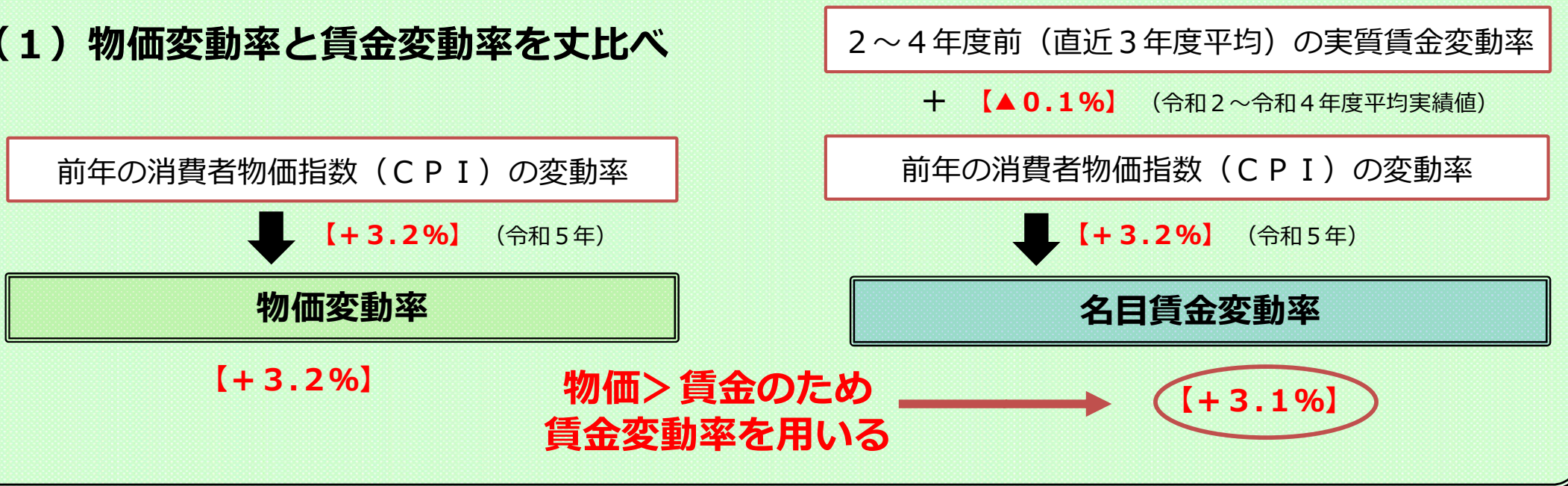
こども家庭庁 代表電話 03(6771)8030 (④について)

内容		担当
①障害者などに対する給付	特別障害給付金	年金局 年金課 上田・小山
	特別障害給付金を除く	社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 堀内・末次
②原子爆弾被爆者に対する給付		健康・生活衛生局 総務課 原子爆弾被爆者援護対策室 石井・中島
③年金生活者支援給付金法に基づく給付		年金局 年金課 上田・小山
④母子家庭・父子家庭などに対する給付		こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 石崎・辻

令和6年度の年金額の改定について

- 年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定する。
- この結果、**令和6年度の年金額は、前年度から+2.7%のプラス改定**となる。

(1) 物価変動率と賃金変動率を丈比べ



(2) マクロ経済スライドによる調整 **【▲0.4%】**

【▲0.4%】 …令和6年度のマクロ経済スライド調整率 (▲0.4%)
= 被保険者数の変化率 (▲0.1%) + 平均余命の伸び率を勘案した一定率 (▲0.3%)

年金額改定率 **【+2.7%】**

年金額の改定(スライド)のルール

